

各位

会社名 株 式会社フ ア ンケル 取 代 表 締 役 代表者名 島田 和幸 СЕО 社長執行役員 (コード番号:4921 東証プライム市場) 役 執 行 員 問合せ先 松本 浩一 社 長 長 室 ( T E L 045-226-1200 )

## 株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2024年10月24日付で当社が公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年10月24日付当社プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る議案について付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年11月29日から2024年12月17日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年12月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

## 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会においてご承認いただきました。本株式併合の内容の詳細は2024年10月24日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合比率 当社株式について、40,000,000株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数

120,978,778株

- (注) 当社は、2024年11月15日開催の取締役会において、2024年12月19日付で自己株式9,374,419株(2024年11月12日時点で当社が所有する全ての自己株式9,191,585株に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託が所有する当社株式182,834株を加えた株数)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。
- ④ 効力発生前における発行済株式総数 120,978,781株
  - (注) 当社は、2024年11月15日開催の取締役会において、2024年12月19日付で自己株式 9,374,419株(2024年11月12日時点で当社が所有する全ての自己株式9,191,585株に、

当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託が所有する当社株式182,834株を加えた株数) を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数3株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数 11株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見 込まれる金銭の額
  - (a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの 規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、キリンホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却については、当社株式が2024年12月18日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと等を踏まえ、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である2024年12月19日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、公開買付者による当該株式等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である2,800円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付することができるような価格に設定する予定です。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称 キリンホールディングス株式会社(公開買付者)
- (c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書(公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の添付書類として提出された、三菱UFJ銀行からの借入れに関する2024年8月6日付融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、公開買付者による端数相当株式の買取りに係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み 当社は、本株式併合の効力発生後、2025年1月を目途に会社法第235条第2項の準用 する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年2月を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、当該許可取得から1ヶ月程度を目途に、順次、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付することを予定しております。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、 上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数 に相当する当社株式の売却が行われる見込みであり、また、当該売却によって得られ た代金の株主の皆様への交付が行われる見込みがあるものと判断しております。

## 2. 第2号議案 (定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会においてご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2024年10月24日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2024年12月20日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は11株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株式の買増し)を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなり、また本株式併合後の端数処理により、当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条(定時株主総会の基準日)及び第14条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

## 3. 株式併合の日程

VIII 401 H - 11 H	
① 本臨時株主総会開催日	2024年11月29日(金)(本日)
② 整理銘柄指定日	2024年11月29日(金)(予定)
③ 当社株式の売買最終日	2024年12月17日(火)(予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2024年12月18日(水)(予定)
⑤ 株式併合の効力発生日	2024年12月20日(金)(予定)

以上